

森ノ宮医療大学 応急支援学納金減免制度細則

平成29年1月17日制定

平成30年8月21日改定

平成31年3月19日改定

令和2年12月22日改定

令和3年3月16日改定

令和5年5月30日改定

令和6年2月27日改定

(目的)

第1条 この細則は、森ノ宮医療大学（以下「本学」という。）に在籍する学生のうち、修学に熱意があるにもかかわらず、経済的環境の急変により学費納入が著しく困難になった学生に対し授業料を減免することで学資を援助し、修学の継続を支援することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の目的を達成するために森ノ宮医療大学応急支援授業料減免制度を設ける。本制度の対象者を森ノ宮医療大学応急支援奨学生（以下「本奨学生」という。）という。

(資格)

第3条 本奨学生となる資格を有する者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 修業年限での卒業が見込めるまたは休学中でない者
- (2) 保護者または保証人の死亡、重度後遺障害（身体障害者2級以上、障害等級1級以上、その他快方に向かう見通しが薄く、重度後遺障害と同等程度の状態が続き就労が困難な場合）、失業、破産により授業料の納入および学生生活が困難になった者。ただし、別表第1に記載する事由等に該当する場合は、対象とならない。
- (3) 前年度の学業成績において年度GPAが3.0以上の者（2021年度以前入学生）、年度GPAが2.0以上の者（2022年度以降入学生）、あるいは先修条件で定めのある単位を概ね修得できている者。ただし、1年生については入学後の成績を基に判断することとする。
- (4) 第2号の理由等により、家計が急変した後、学生本人の父母またはこれに代わって生計を支えている者の直近の総所得の合計が355万円以下、または給与所得の合計が841万円以下である者
- (5) 家計が急変する前と急変した後の収入金額を比較し、30%以上の減少が認められること
- (6) その他第7条の資格審査委員会が必要と認めた者

(募集)

第4条 本奨学生の募集は、前期と後期の各1回とする。申請は、在学中1回限りとする。ただし、第3条第2号の状況となってから原則1年以内に限る。新入生については、家計急変事由発生が入学後であることとする。

2 継続して減免を希望する場合は、1年後に改めて再申請し、再申請が認められれば最長2年間の減免を受けることができるものとする。

(申請)

第5条 本奨学金を希望する者は、別に定める所定の申請書類を期限までに学生支援課に提出しなければならない。

(減免額)

第6条 2024年度入学生までは当該年度の授業料の2分の1相当額、2025年度入学生以降は当該年度の学納金の2分の1相当額を減免するものとする。ただし、相当の事由があり、教授会の議を経て学長が認めた場合、相当額の範囲内で減免額を変更することがある。

(奨学生の決定)

第7条 奨学生の採用人数は当該年度の予算の範囲内とし、家計状況および家計事情により困窮度の高い者から採用する。

2 減免対象者の資格審査及び決定は、大学事務局学生支援課へ提出する資料をもとに、理事が資格審査委員会とし審査し、教授会の議を経て学長が決定する。

(減免の方法)

第8条 減免は、当該年度の前期学納金あるいは後期学納金の納付書より減免額を差し引いた額を納入させることによって実施する。ただし、既に当該学期の学納金を納入している者には、学納金より返金する。

(他の奨学金との関係)

第9条 2024年度入学生まではこの制度による授業料の減免を受けている期間に、本学が定めるその他の給付型奨学金を受けることはできない。2025年度入学生以降はこの制度においては相当額の範囲内で本学が定めるその他の給付型奨学金と併用して受けることができる。

(資格喪失)

第10条 本奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、すでに決定した減免を停止し、またすでに減免された金額の全額について返還を求めることができる。

- (1) 学生の身分を失ったとき
- (2) 休学したとき
- (3) 学則による懲戒処分を受けたとき
- (4) その他奨学生として適当でないと認められたとき
- (5) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明したとき

2 ただし、前項の各号において相当の事由があり、教授会の議を経て学長が認めた場合、資格喪失の場合であっても返還を求めない。

(所管)

第11条 この細則に関する事務は、学生支援課が所管する。

附 則

- 1 この細則は平成29年3月21日から施行する。
- 2 この細則は平成30年8月21日から施行する。
- 3 この細則は平成31年3月19日から施行する。
- 4 この細則は令和2年12月22日から施行する。
- 5 この細則は令和3年4月1日から施行する。
- 6 この細則は令和5年5月30日から施行する。
- 7 この細則は令和6年2月27日から施行する。

別表第1（第3条関係）

対象外となる事由（例）

ア	定年退職、定年後の勤務延長・再雇用の終了
イ	非自発的失業に該当しない離職 (雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11(1A)、12(1B)、21(2A)、22(2B)、23(2C)、31(3A)、32(3B)、33(3C)、34(3D)に該当しない場合は対象とならない)
ウ	首長・議員の選挙落選による失業等
エ	倒産など、公的な手続きが進行中の場合 (「破産手続開始決定通知書」が発行されていない場合)
オ	勤務先の倒産で退職証明等の公的証明の取得が可能であるにもかかわらず、個人的理由により書類提出がなされない場合
カ	解雇・破産で、申請時点既に再就職先が決定している等収入見込みがある場合

別表第2（第5条関係）

家計事情	提出書類
母子または父子家庭である	願書に記載
家族の中に就学者がいる（生計が同一である場合のみ）	願書に記載
家族に6か月以上にわたり療養中の人または療養を必要とする人がいる	長期療養費計算書（本学所定書式）、直近6ヶ月分（長期療養が見込まれるが、療養開始が6ヶ月経過していないときは、申込み時点の分まで）の領収書コピー
主に家計を支えている人が単身赴任等で別居している	単身赴任実費計算書（本学所定書式）、電気・ガス・水道・単身赴任先住居費（実費）の直近3ヶ月分の領収書コピー
家族の中に障害のある人がいる	障害者手帳等のコピー
この1年間に火災・風水害または盗難などの被害を受けたことがある	被害を受けたことの証明書と、被害により生じた実費を証明する証明書のコピー